

1

北海道におけるUD公営住宅整備

1. 北海道における公営住宅へのUD導入の取組
2. 公営住宅におけるUD
3. 北海道UD公営住宅の整備に係る基本的な考え方

1. 北海道における公営住宅へのUD導入の取組

北海道では、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目指し、公営住宅の整備において、年齢や性別、障がいの有無など様々な理由によって利用者を差別しない「すべての人のためのデザイン」である「ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）」の考え方を取り入れることとしています。

道では、平成16年度には公営住宅整備の取組に係る方向性などについて「北海道公営住宅等安心居住推進方針」を策定し、平成21年度にはUDに配慮した整備を進めるための基本目標、導入の考え方、設計指針などをまとめ、具体的な整備基準を示した「北海道UD公営住宅整備指針」を定めています。

UDの取組を推し進めるにあたって、道では、住生活基本計画（全国計画）や北海道住宅対策審議会の答申を踏まえて平成29年3月に「北海道住生活基本計画（平成28年度～平成37年度）」を策定しており、その中で「UDの視点に立った公営住宅整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合」を平成37年度末に11%とする成果指標を定めています。

このたび、UDの取組開始から10年以上が経過し、公営住宅整備においてUDの普及が進んでいることを踏まえて、UDを導入して整備した道営住宅の使いやすさ等の検証結果をもとに、入居者全般の利便性の更なる向上を目指すために、規定寸法などについて見直しを行い、「北海道UD公営住宅整備指針」を改定しました。

今後、本書で解説する「北海道UD公営住宅整備指針」の基準によって、UDをより合理的に導入し、計画的・効率的にUDの視点に立った公営住宅供給が進められることを期待するものです。

●UDとは

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、UDはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方
 障害者基本計画（厚生労働省 平成14年12月策定）・UD2020行動計画（内閣府 平成29年2月策定）

●UDの7原則と住宅における具体的事例



●個別性と普遍性

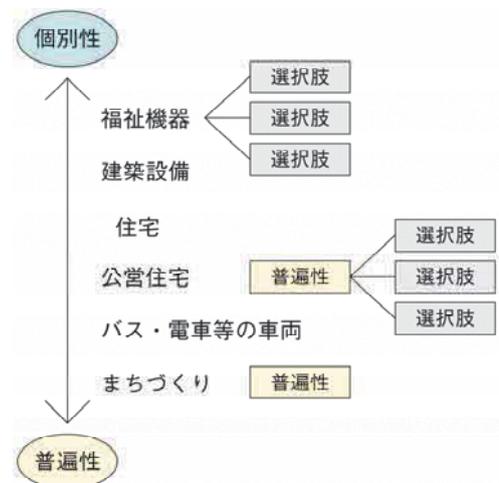
生活環境の向上の考え方としては、一人ひとりの身体状況や生活への要求に対応する個別性と、多くの人の要求に対応できる普遍性に区別されます。

個別的な整備は、入居者個人の身体機能や生活行為の評価が重要で、使用する福祉機器や自活能力及び介助能力を考慮して対応策を検討しなければなりません。

一方、普遍的な整備は、いかなる個別的な整備をも可能となるようにあらかじめ整えておくことが重要で、さらに加齢や症状の変動あるいは多様な住まい方に対応するために可変性をもつこと（取り外し可能な間仕切りなど）が望まれます。

道では、身体状況の異なる多様な入居者の住まいとなる公営住宅においては、仕様を多様化した住宅を個別に供給するのではなく、できるだけシンプルで使いやすい住戸平面や住宅設備からなる共通した仕様の住宅を供給し、必要に応じて入居者の身体状況などに合わせた軽微な改修を行うことで、入居者の多様なニーズに対応することとしています。

近年、普遍性の高いデザイン手法として、こうしたUDの考え方が浸透してきています。



●UD導入の取組経過

北海道第八期住宅建設五箇年計画(H13-H17)

基本目標：「子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現」

「安心居住プロジェクト」の具体的施策展開

H16.4「北海道公営住宅等安心居住推進方針」～UDに配慮した公営住宅等の整備を推進～

公営住宅におけるUDの基本方針と基本性能

安全で安心して暮らせる住宅

自立した生活がおくれる住宅

いきいきとすこやかに暮らせる住宅

H16～ 道営住宅へのUD導入

北海道住生活基本計画(H19～) 公営住宅におけるUDの導入推進

成果指標：UDの視点にたった公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合

実績値 0.23% (H17) →2.4% (H22) →5.8% (H27) 目標値 11% (H37)

UD導入を図るための促進方策の検討

道営住宅のUD設計基準の検証 入居者アンケート・車いす使用実態調査調査 市町村営住宅UD導入検討事業

「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」の策定(H21)

【整備目標】

自活性能の向上
あらかじめバリアを
除いたシンプルなつくり

介護性能の向上
在宅介護にも配慮した
暮らしやすい部屋の広さを確保

多様性への対応
多様な住まい方に対応できる
柔軟性への配慮

UDの取組開始から一定期間が経過

(道内UD公営住宅供給実績(H28末時点))

市町村営住宅：48市町村146団地5,592戸

道営住宅：33団地1,812戸

「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」(H21.3策定・H29見直し)

【見直しの背景】

車いす規格の小型化による見直し

UD整備指針策定時に想定していたJIS規格の介護用車いすに比べ、より小さく小回りのきく車いすが一般に普及しているため、UD性能に影響を与えない範囲で有効寸法を縮小した

入居者全般の利便性向上による見直し

道営住宅のモデルプランにおいて、居室面積を従前と同程度に確保しつつ収納部分の面積を増大させることで、入居者全般の利便性を向上させる見直しを行った

【H29見直しの内容】

住戸内で車いすを使用するUD道営住宅入居者の生活実態調査を踏まえ、次の各部について見直し

- ・通路及び洗面脱衣の有効幅員（通路、洗面脱衣、主要出入口、玄関）
- ・便所の広さ（便所、主寝室）

解説書：「北海道公営住宅ユニバーサルデザインガイドブック」(H22.3初版・H29改定)

2. 公営住宅におけるUD

〔道営住宅安心居住推進方針〕

2 基本方針

道営住宅の整備にあたっては、子どもからお年寄りまでできるだけ多くの人を対象に身体状況や家族構成等の変化などに対応できるよう、在宅介護にも配慮した暮らしやすい部屋の広さや移動の容易性といった基本性能を有する良好な居住環境づくりの実現を図るため、次の3つを基本方針とする。

○安全で安心して暮らせる住宅 ○自立した生活がおくれる住宅 ○いきいきとすこやかに暮らせる住宅

〔3つの基本方針と基本性能〕

ユニバーサルデザインの導入を図るにあたり、在宅介護や安心して子どもを産み育てられる住環境づくりの実現を図るため、次の基本性能を重視して基本方針を設定しています。

○安全で安心して暮らせる住宅

『安全』の確保は住宅として必要な基本的な品質であることから、高齢者や車いすを利用する人などに対するより一層のバリアの排除のほか、子どもや背の高い人、低い人、妊婦など多くの人にとってのバリアをあらかじめつけない住宅整備や、防犯への対応や見守りが必要な高齢者への緊急時対応など、『安心』して暮らせる住宅への配慮も行います。

【基本性能】

あらかじめバリアを取り除いた
シンプルなつくり

住戸平面の統一、開放的で動きやすい平面、段差解消や座って使える洗面台など移動や使いやすさへの配慮

○自立した生活がおくれる住宅

在宅介護機会の増加や、加齢による身体状況の変化が生じても住み続けられるよう、寝室や便所、通路幅など介護に必要な広さを確保、また、だれでも『簡単』に使いやすい設備や住宅部品の選択、住戸内部から団地内外部空間まで行動の『連続』性の確保などの住宅整備を行います。

在宅介護に配慮した、
暮らしやすい部屋の広さを確保

主寝室のベッドまわり三方介護や便所の介助スペースの確保

○いきいきとすこやかに暮らせる住宅

子どもの人数や成長、入居者のライフスタイルなど多様な住まい方に対して間仕切りの変更など柔軟に対応できる『自由』度を持った住宅整備や、入居者間や地域の人との『交流』空間の整備、良好な室内の温熱環境の確保、緑環境など豊かな外部空間づくりなど四季を通じて『快適』に暮らせる住宅整備を行います。

多様な住まい方に対応できる
柔軟性への配慮

移動可能な間仕切りの採用など、入居者が身体状況に応じて軽微な住宅改造が可能となるよう配慮

3. 北海道UD公営住宅の整備に係る基本的な考え方

北海道では、公営住宅へのUDを導入する基本目標として「道営住宅安心居住推進方針」に基づき、次の3点を掲げています。

①「自活に対する配慮」

在宅介護を必要とする高齢者から小さな子どもまで、様々な方が自立して安心して暮らすことのできるように、住戸内を安全に移動できる平面計画とし、極力バリアをつくらないことや、シンプルで操作の容易な設備を採用する等、配慮します。

②「介護に対する配慮」

公営住宅は一般的に高齢世帯の入居が多く、今後、介護を必要とする入居者の増加も見込まれることから、車いす等を使用する生活となっても家族等による介護等により安全に暮らせるよう、寝室やトイレ等に必要な介護スペースを確保します。また、これらの介護に要するスペースは健常者等その他の世帯にとっても、子育てに適した広さの確保となり使い勝手が向上する、あるいは収納空間として活用できる等、UDの考え方にに基づき使いやすく計画します。

③「多様性への対応」

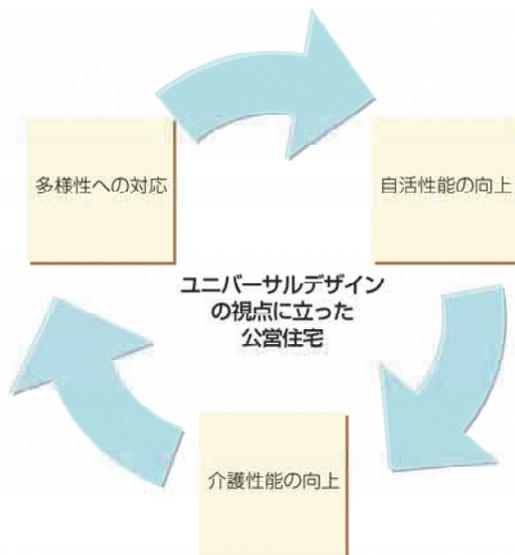
様々な家族構成や人数の世帯が入居する公営住宅は、入居世帯の住まい方に柔軟に対応できることが必要です。また、居間・食堂に隣接する居室の建具を開放し一体的に広く使用できることや、家具設置の自由度を高めるシンプルな平面計画とすること等、住まい方に柔軟に対応します。



車いす等を考慮し、段差解消と広さを確保した玄関



介助しやすい広さ、車いすの移動に配慮した洗面所



公営住宅UD導入の基本的な考え方



車いす使用者等に配慮し、下部を開放した流し台